

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、大阪広域水道企業団四條堰水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和3年10月18日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
四條堰 第344号	株式会社吉田設備 吉田 敦司	兵庫県尼崎市御園一丁目21番10号	令和3年10月18日	令和8年10月17日